

鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、へき地医療拠点病院運営事業（医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱（平成23年3月31日付厚生労働省発医政0331第31号厚生労働事務次官通知）3の（1）の①のイに規定する事業をいう。以下「補助事業」という。）を行うへき地医療拠点病院に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる種別ごとに、別表の第2欄に掲げる補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。）と別表の第3欄に掲げる基準額を比較し少ない方の額を選定し、その選定額と総事業費から診療収入及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に定める事業者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年知事が定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

3 規則第12条第3項の申請書には、変更等の内容を記載した様式第1号から第3号までによる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、その年度における補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号から様式第3号までによるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。また、確定した仕入控除税額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するための処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定とあるのは 処分について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(収益納付)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月15日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月6日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月6日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月3日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。